# 第１回　明石市市民参画推進会議　議事概要

日　　時：2026 年 9 月 25 日（金）15：00～17：00
場　　所：明石市立市民会館　第３・４会議室
出席委員：田端会長、弘本副会長、金井委員、久保委員、森島委員、村崎委員、高馬委員、松井委員
　　計８名
傍聴者　：１名

---

## １．開会

事務局：委員について、名簿のとおり選任及び委嘱状を交付し、任期は令和８年８月 27 日～令和 10 年８月 26 日までお願いする旨を報告

## ２．市長あいさつ（要旨）

・再任のお礼
・過去の２年間の会議において、多くのご意見を頂戴した。また、本市の市民参画制度や運用面を評価いただき、市民や市議会にもその評価がお墨付きとなり、本市の市民参画に対する姿勢を伝えることができた。
・市長就任後、「対話と共創でつくる明石のまち」をキーワードに掲げ、市民の皆様と一緒にまちづくりに注力している。
・まるちゃんカフェはこれまで 42 回、のべ 1,558 人の方に参加頂いた。
・各種施策のワークショップも、これまで 55 回、のべ 1,590 人の方に参加頂いた。
・あわせて 3,000 人は、人口の１％であり、まだこれからと考えている。
・市民主体のまちづくりを推進するため、市民ファシリテーターもこれまで 105 名養成し、最近ではワークショップの運営やグラフィックレコーディングも担って頂いている。
・職員についても、対話と共創の理解を深めてもらうため、２年前に係長級全員にファシリテーター研修を実施し、また、ファシリテーター専門職も２名採用するなど職員の養成に努めている。
・現在では、誰がファシリテーターの専門職か分からないぐらい、職員がスキルアップした。
・当該スキルは、仕事のみならず、人生を豊かにするための大切なものである。
・1975 年のコミュニティ元年以来、各校区にコミセンができ、協働のまちづくりの条例も制定された。本年はその条例制定から 10 年目を迎え、現在は今後の協働のまちづくりの在り方についても模索している段階である。
・昨年 11 月１日にあかし共創プラットフォームを立ち上げ、本年度からは共創においての市民提案型の助成金制度も設け、これまで行政ができなかったアイデアを市民からたくさん頂戴し、みんなで課題解決ができるよう新しい共創を広げている。
・各委員のご意見は貴重なものであり、今後も一緒にまちづくりをしていきたい。

## ３．会長、副会長選任

事務局：引き続き、田端先生に会長を、弘本先生に副会長をお願いすることについて提案する。

委員全員：異議なし。

**４．諮問**

市長：明石市市民参画条例第 20 条の規定第２項の規定により諮問させていただきます。諮問事項は１件で、「令和７年度の明石市市民参画条例の運用状況の評価」です。諮問理由は、令和７年の明石市市民参画条例の運用が適正であったかについて会議の意見を求めるものです。

会長：諮問書を受領

**５．議事**

**（１）会議の運営方針について**

事務局：資料２「会議の運営方針」について説明。

会長：会議の運営方針は、前回に引き続き、資料２のとおりの運営方針に沿って進めたいと思いますが、特にご意見などはございませんか。

委員全員：異議なし。

**（２）令和７年度の明石市市民参画条例の運用状況の評価**

会長：諮問事項のとおり、令和７年度の明石市市民参画条例の運用が適正であったかについて評価する。まず、これについて、事務局から説明をお願いする。

事務局：資料３「明石市市民参画条例　市民参画手続の運用状況報告　－令和７年度－」について説明。

会長：どうもありがとうございました。令和７年度における市民参画手続の運用状況ということで、市民参画条例第６条において、市民参画手続を実施するものとするとされており、第８条において、市民参画を推進するために複数の市民参画手法を併用するということが掲げられておりますので、事務局より令和７年度の市民参画の運用状況の概括的説明と個別の具体的な内容の説明がありました。参画手法がかなり多様化しているということと、市民の皆様方が参加しやすいように休日・夜間開催などの機会を設けているという説明、そして新たな市の参画の方法として、「明石市民間提案制度」というものが創設され、これは実は市民参画手法の中にも位置付けられており、市民参画の方法の多様化が進んでいるという説明がありました。

また、タウンミーティングについて紹介をしていただいた市民とつながる課の課長から、実際のタウンミーティングでどんなことがあったのか、或いはどんな工夫がされたのかということのご説明がありました。そして市長からもお話がございましたけども、明石共創プラットフォームについて、産官学共創課の課長からあかし共創プラットフォームを中心として共創ミーティング、共創ウィークなどのご説明をいただきました。委員の皆様方ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員：個別の市民参画手続については、各所管課が努力して必要な手続をしっかり進めているように見える。しかし、１回あたりの参加者数がおおよそ 20 人～40 人程度の会議がほとんどであり、各施策を進めていく上でその程度の人数で適切なのだろうかと考えた。もっと参加者数を増やすことはできないのかと。会議の開催回数を増やしたり、開催日を休日にするなどの工夫をさらに努めてもらって、市民が参加しやすい場を作り上げてもらいたいと思います。土日開催など休日に

も働いてくれているので、明石市の職員はよく頑張ってくれていて感謝しています。また、他市の市民参画と比較して、明石市における参加者数などはどういった状況なのか教えていいただきたい。

会長：ありがとうございます。それでは事務局よりご説明お願いします。

事務局：参加者数の増加に関しての意見について、委員のイメージされている市民参画手法は、ワークショップや意見交換会ということだと思いますが、開催する会場のキャパやタイミング等の問題もあります。もちろん開催日時を分散すること等の工夫により多くの人に集まっていただくことは有効で、すでに多くの施策で実施されています。

一方で、人によっては、ワークショップなどに参加するということに対して、時間的、心理的なハードルがあり、本当は意見を伝えたいが、参画するまでには至らないという方もいらっしゃると思います。そういった方々に自分の意見を伝えてもらうために複数の参画手法を行っております。例えばパブリックコメントなどはまさに市民が意見を出しやすい手法の一つだと思います。一定の期間内にそのテーマに関しての意見を頂戴するという条件はありますが、パブリックコメント期間終了後、又はそのテーマとは異なるものについて意見を出したいという場合には、他の制度が利用できます。例えば、まるちゃんポストや意見提案箱などを通して意見を伝えるということができます。これに関して最近の印象深いエピソードとして、ある中学生から意見提案箱を通じてご意見をいただいたのですが、その内容が、自分のクラスにある空調の効きが非常に悪く、学習の支障となっているため点検して欲しいというものであり、迅速に職員が対応したといった事例もございます。このように、多くの市民が参画しやすいような手法や、いろんな種類の手法をこれからも活用しなければいけないと思いますし、加えて、そうした手法があるということを様々なツールを利用して知って頂くことも重要であると考えております。

他市との比較に関するご質問につきましては､特に数値データは持ち合わせておりませんが、明石市は条例、規則を制定し、マニュアルを作成し、市民参画推進会議として第三者の意見や評価を頂くなど、市民参画のルールが確立されており、こうした自治体は極めて少ないと思います。明石市には、市民参画条例の根拠となる自治基本条例があり、これらの条例は全国どこの自治体も制定しているというわけではありません。そのため、明石市は市民の声を聞きながら、その声を市政に反映するような仕組みが構築されていると考えております。

会長：ありがとうございました。その他ご意見等ありますでしょうか。

委員：報告書 P49 に記載されている「市民参画手続を実施しなかった政策等」において、№.９「明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定」が掲げられている一方で、同じように施設基準を定めている条例である P39 に記載の「明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」にあたっては、市民参画手続が実施されており、この差は何なのかをお伺いしたい。

会長：ありがとうございます。前提として、市民参画手続は、市民参画条例第６条に基づいて実施されているところ、同条第３項や第 10 条において、市民参画手続を実施しなくても良い基準等が規定されております。委員のご質問としましては、同じような条例で実施の有無が分かれており、ど

ういった判断基準なのか確認したいということだと思いますので、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：まず、市民参画手続を実施しなかった「明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定」につきましては、いわゆる規定の整備というもので、市の裁量の余地が非常に少ない改正でありました。一方で市民参画手続を実施した「明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」につきましては、「こども誰でも通園制度」という新たな制度が創設されたことに伴い、その施設の基準を条例で定めるというものになります。この基準は、国の定める基準と同じ基準ではなく、国よりもさらに厳格な基準を市として定めることも可能であり、一定の市独自規定というのが条例に反映するものとなります。このように前者とは異なり、機械的ではなく中身のある条例制定であったということに加え、パブリックコメントを通じて、新たな制度が始まるということを周知する意味合いもありました。市民の皆様に情報共有しようということも念頭に置きながら、積極的にパブリックコメントを実施した例ということになります。

会長：ありがとうございます。今話にありました「こども誰でも通園制度」の創設というのは、保護者の就労の有無に関わらず保育所を一定時間利用できるようになるといったもので、その受け皿となる施設の基準を市が定める必要があると。その基準は国が出していますが、その基準に対して、市が上乗せをしたり横出しをしたりすることも可能で、それを今回市民参画によって市民の意見を聞いたということでありました。一方で参画手続を実施しなかった方の条例につきましては、児童の虐待防止に関する児童福祉法の改正に伴うものであり、虐待防止についての要件を市で定めることが求められているものの、こちらはほぼ国の定める基準通りにしなければならないものとなっており、これが機械的な改正という意味であり、市民参画手続を実施しなかった理由であるということでした。その他意見等ありますでしょうか。

委員：報告書 P３に令和７年度に実施した市民参画手続きの一覧が記載されているが、№５、15、17、19、20 については、パブリックコメントのみ実施されており、提出意見も多くが０件となっている。それぞれの報告書を見ても、パッと見では何をしたいのかわからない。パブリックコメント当時に市 HP に上がっていた資料も同じようにパッと見では何を言っているのかわからないものだったのではないかと思う。特に№15 に関しては乳児に係るものであり、大きな関心を持っている人は絶対いると思います。例えば№13 の明石市市民病院の再整備に係るパブリックコメントなどは多数の意見が提出されており、その理由としては、何をやりたいのかイメージつきやすいからだと考えている。それを踏まえて、今後パブリックコメントの提出意見が増えるように、何をしたいのかパッと見で市民が理解できるような形で実施していただきたいと思う。

会長：ありがとうございます。パブコメの件数が少ない理由として、情報の非対称性といったことが考えられるのではないかというご指摘でありました。事務局よりご見解ありますでしょうか。

事務局：報告書 P３において、各施策における市民参画手続の実施根拠を記載しており、パブリックコメントのみとなっているものと、複数手法実施しているものでは、根拠条項が異なっております。複数手法実施しているものの多くは、市民参画条例第６条第２項各号を根拠としていますが、パブリックコメントのみとなっているものは第６条第１項が根拠となっております。第６

条第２項各号に該当する施策については、市民参画手続を実施しなければならない義務となっている一方で、第６条第１項では、第２項各号に該当しない施策であっても、政策に対する市民の関心や、政策の市民に与える影響等を勘案して、必要と認められるときは、市民参画手続を実施するものとするという裁量事項ということになります。それゆえに、施策が第６条第２項各号に該当するかを確認し、該当すれば複数の手法を用いて実施し、該当しない場合であっても総合的に勘案して、市民参画手続を実施したほうが良いと判断されたものが、今回パブリックコメントのみを実施している施策となります。また、№15 の施策は、小さいお子さんがいる家庭、保育所、幼保連携施設等の直接的な影響を受ける当事者には条例の内容等に関して情報提供がなされております。

このようにパブリックコメントにおいては、確かに意見を多く頂くことは大切だと考えておりますが、意見数だけを重視するのではなく、いかに政策内容を市民の方々に浸透させるのかという過程が非常に大切だと思っています。例えば、№20 の火災予防条例改正の件は、第６条第１項に基づきパブリックコメントのみ実施しております。こちらは令和７年２月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災を受けて、国が同様の林野火災を防ぐために各市の条例において、林野火災の注意報などが発せられた時の火気の使用制限をかけるなどの規制を設けるよう指針が示され、その指針に伴い明石市火災予防条例を改正することとなりました。その規制の具体的な内容につきましては国の指針に合わせて全国一斉に行われるもので、市の裁量の余地というものはほとんどありません。裁量の余地がないにも関わらず、なぜパブリックコメントを実施したのかを担当課に確認したところ、ご意見をいただくこと以上に、火災予防条例が改正されるということ、実際に明石市でも注意報が発せられる可能性がある地域は少ないですが、大船渡市の林野火災は対岸の火事ではなく他山の石として捉えていただくように、繰り返しにはなりますが､情報の共有という観点でパブリックコメントを実施したということでありました。さらに注意報発令対象となる地域に住んでいる方々には直接職員が出向いて改正内容を説明したということです。実は今年８月は、当該注意報が３回も発令されておりました。そういった意味でも、パブリックコメントにおいて意見数という指標は大切だと思いますが、その結果だけではなく、どのようにして市民の方々に周知をするのかという過程を担当課職員は大切にしている印象があります。

会長　：周知目的ということであれば、市民の目にとまるような工夫が必要と考えますが、見解はいかがですか。

事務局：その点について過去に会長から、これまでと、これからの時代の市民参画のあり方ということについてご助言いただいたと記憶しております｡従来の広報紙やHP で情報を記載するだけといったプル型の一方通行ではなく、積極的に行政から市民の方々に目にとまるようなプッシュ型の市民参画を推進しなければいけないというお言葉をいただきました。それを踏まえて、№14 のこども若者計画の例などは、当事者である子供たちに参画いただけるよう、明石公式ＬＩＮＥ、X、インスタグラム、デジタルサイネージなど、ふとした瞬間に目に入るようなツール等も活用して市民の方々に市政情報を発信していますし、今後もそういった工夫がさらに進んでいくものと考えております。

会長：ありがとうございます。それでは他の委員のご意見を聞かせてください。

委員：全体的にワークショップがたくさん開催されているなという印象で、そういえば友人から、「こんなワークショップがあるけど行かない？」といった連絡が来たことを思い出しました。また、掲示板で文化博物館のワークショップの情報を見て、文化博物館のワークショップに行きたいなと思ったこともありました。そのように本当に市民レベルで情報が目に入ってくるという実感があり、明石市の市民参画が進化しているなと感じることができました。一つ提案としては、新たに参画の場を作るのではなく、既にある場所に入っていくというような形ができたらいいなと思いました。民間の市内のカフェなどでタウンミーティングを開催するといったような形で行政と市民のコラボレーションができれば、それこそまさに産官学共創ということになるのではないかと思いました。また、市職員の会場予約やセッティングなどの業務負担も減らすことにも寄与すると思います。

また、報告書の資料１「タウンミーティングの開催実績等」と資料２「あかし共創プラットフォームの取組」が横並びになっているのを見て、タウンミーティングから共創が生まれるのではないかと思いました。両者の仕組みが異なることは理解していますが、タウンミーティングに共創プラットフォームの仕組みを取り入れて、同じ地域で同じ課題を感じてる人たちによる共創が起きる仕組みが作られたら素敵だなと思いました。また、質問になりますが、明石市民間提案制度について気になって調べたのですが、今年度は提案募集を行っていないのでしょうか。

事務局：今年度の明石市民間提案制度につきましては、11 月ぐらいから始動したいと考えております。あかし共創プラットフォームの市民提案助成金との兼ね合いもあり、例年より遅い時期になっております。提案されたものがしっかりと事業化に結びつきそうかという視点を持って募集テーマを設定していく予定です。これまでに民間提案は 26 件採用しておりますが、なかなかハード面での提案というのは実現するまでに時間がかかるということもありましたので、そういった意味で今年度は庁内の課題に合うような募集テーマを設定しようとしております。

会長：ありがとうございます。先ほどの委員のご意見について、何かご説明等あればお願いします。

事務局：タウンミーティング等の対話の場を新しく作り出すのではなく、既にある場所に入っていくというのも有効な方法ではないかというご提案につきましては、あり得ると考えております。
今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

また、タウンミーティング自体が共創の場として機能するのではないかというご意見もいただきました。タウンミーティングの目的は、対話の中で市民一人一人の声をしっかり聞き、課題解決と政策への反映を進めるということであり、タウンミーティングの場や取組を進めていく中で共創が生まれることもあると認識しております。一方で、行政として早急に対応する必要がある内容に関するご意見もあります。例えば、先日まで開催していたタウンミーティング地域編では、「道路が狭くて困っている」や「危険な交差点にカーブミラーが必要」など、地域ならではのご意見がありました。このような意見に関する取組を実現していくことは、共創でというよりはスピード感を持って市が進めていくものです。つまりタウンミーティングの中で出た課題などを、行政主導や共創といった様々な形で解決に向けて進めていくことになります。

行政だけでは解決できない部分こそ、共創で取り組んでいきたいと考えており、その入口がタウンミーティングなどの対話の場であり、そこから共創が生み出されるということは重要であると思っています。

会長：ありがとうございます。それでは他の委員の方ご意見お願いします。時間の都合上申し訳ありませんが、できればご質問ではなくご意見をいただければ幸いです。

委員：№14 の明石市こども・若者計画について、子ども自身が中心となり計画策定に関わっており、素晴らしいことだと思う。一方で、ワークショップの参加人数が明石市にいる子供の総数から考えるともっと多くても良いなと思いました。参加者数を増やすために土日開催などの工夫もしていると思いますが、１つ提案として、学校の授業としてワークショップを開催することができれば良いなと思いました。昨年度に私が勤めている会社でライフプランニング授業というのを神戸市の中学校でやらせていただきました。その際も本当にいろんな意見が出てかなり盛り上がりました。一企業でも学校の授業ができたわけですので、行政も子供の未来を考えるのであれば、学校と協力し、授業としてワークショップなどを開催できれば、夢と希望にあふれる子供たちにいろんな意見を求めることができて面白いのではないかなと考えました。

会長：ありがとうございます。それでは他の委員の方ご意見等お願いします。

委員：ワークショップを開催するにあたって、一番難しいのが人を集めることだと思います。集客さえできれば何とかなるのですが、その集客が一番ネックの部分です。さきほど既にある場所を利用するという意見がありましたが、集客するのではなく、既に人が集まっているところへこちらが入っていくという発想に感銘を受けました。また、いろんな人が集まって、新しいものを考えたりするとか、そういう共創っていうものはすごく素敵だなと思いますが、例えばそのテーマをある程度理解している人たちは、その常識の範囲を逸脱したような発想をすることがなかなか難しく、自分たちの枠外からいいアイデアが出ることがあると思いますので、そういった全然わからないテーマであっても参加する人が増えていくとさらに素敵だなと思いました。

会長：ありがとうございます。それでは他の委員の方ご意見等お願いします。

委員：私もパブリックコメントの意見数が少ないものは気になっていましたが、さきほどの周知目的の意味合いもあるというご説明を聞いて、確かにそれも大事だなと思いました。また、№４の icottto のワークショップにおいても、参加しやすいように開催日を日曜日にする工夫が見られましたし、実際の意見を見ると本当に忌憚のない意見が出ており、意見を出しやすい空気感というものがしっかり作られていたと思います。私もあかし共創プラットフォームの取り組みに参加していますが、産官学民で取り組むはずなのに、あまり行政の方からの意見が聞けていないと感じています。もちろん場の司会進行は行政の方がやっていただいていますが、それだけではなく、意見を交換する円卓の中にも行政の方たちが入って、課としてこういうことがしたいんだとか、こういうことをやってくれる人が欲しいんだといったような率直な意見を聞かせてほしいと感じています。

会長：ありがとうございます。それでは副会長ご意見等お願いします。

副会長：今日は委員の皆様から参画の幅を広げていく、奥深くしていくためのいろんなアイデアが出てきて流石だなと感心しながら聞いておりましたが、私からはまだ出ていない意見として１つお

話させていただきます。それは、参加者を無作為で抽出し、参加を呼び掛けることで、関心層だけでなく、関係性がわからない状態の初めて出会った人同士が語り合っていくというような取り組みを試しているケースも最近はいくつか出てきております。運用するのはなかなか大変だとは思いますが、1 つの方法論としてあるということを頭の隅に置いておくということも必要だと思いました。すでに市民参画制度が成熟してきていることから、このような段階にきているのかなと感じております。

また先ほど行政の方の意見をもっと聞かせてほしいという意見がありましたが、確かに本会議の冒頭に市長から、全係長職員に対してのファシリテーション研修を行ったという話があり、それは市民にとっても非常に重要な情報だと思っていますので、そういった市役所庁内で横断的に行っている取り組みなどについても報告書の中に加えていただけると、行政側の市民参画に対する努力というのも市民に見えてくると思います。また、タウンミーティングの場などにおいて、市民と対等に行政側の声を出してくださいよということを市民側から言いやすい関係性を作ってくということも必要だと思いました。

また、パブリックコメントに施策の周知目的の意義もあるというお話もありましたが、それについても可能な範囲で報告書の中にも触れていただくと、その施策に対してどういった思いを持っているのかということが市民に伝わると思います。そういった努力や思いを感じ取れると、我々も施策に対してもっと何か協力できることがないかという気持ちになると思いますので、ぜひそういった工夫をしていただければと思います。

会長：ありがとうございました。それでは私からは会議で出た意見等を総括させていただきたいと思います。まず市民参画手続をしっかりと複数手法を用いて複数の機会に実施されており、市の職員は市民参画の重要性をしっかりと認識しているので、職員は休日出勤となってしまうが、タウンミーティングなどを日曜日に開催し参加者が増えるよう工夫してくれているという意見がありました。

また、パブリックコメントを行う意味というのを報告書に記載したらどうかという意見もありました。多くの自治体において、市民参画としてとりあえずパブリックコメントをやりましたということで済ましている自治体も多く見受けられますが、明石市ではパブリックコメントをやる目的や意味合いをしっかり市民に伝えていただけると、委員から指摘があったように「意見数が少ない」といったご指摘に対しても行政としてしっかりと答えることができると感じました。

また、こども・若者会議の取り組みは、当事者である子供たちが中心になって関わっているという点が大変素晴らしいとの評価をいただきました。さらにこの当事者が関わる仕組みというのは重要ですので、さらにこの参加の幅を広げるために、学校の授業でワークショップなどを開催するというご意見もいただきました。

また、既にある場所や活動に行政が入っていくという形があると良いという話もあり、そういった時に、市の職員は司会進行に徹するのではなく、意見交換する一員として市民参画に関わっていくことができると、新たな共創が生まれるのではないかという意見がありました。

そして、共創とタウンミーティングは別々のものではなく、お互い入れ子の関係性であるという話も上がりました。これも非常に重要なことであり、その鍵となるのは、ファシリテーション研修を受けた市職員になるのかなと考えております。また、市民レベルで市民参画に関する情報がすごく目に入るようになってきている感じがするという感想もありましたが、これはまさに副会長が仰っていたとおり、明石市市民参画制度が既に成熟している段階にあるということの証左だと思いましたので、こちらについても報告書に記載していただければ良いと思います。

今日の意見について、明石市市民参画推進会議の答申にまとめたいと考えるが、会長及び副会長に一任いただくこととしてよいか。

委員全員：異議なし。

会長：では、これをもって議事を終了する。

**４．閉会**

事務局：積極的にご意見をいただきありがとうございました。いただいた意見等は、今後の市政運営に活かしていく。それでは、明石市市民参画推進会議を閉会する。どうもありがとうございました。